

<別表>

○下表に掲げる年金または手当での支給をうけている片が特別福祉定期預金をご利用いただけます。

年金種類	ご利用いただける方	窓口へご提示いただく証書等
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者 (「国民年金法」)	国民年金証書または 国民年金・厚生年金証書
(旧)国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 ※ 母子年金受給者 ※ 準母子年金受給者 ※ 遺児年金受給者 ※ (昭和60年「国民年金法等改正法」)	国民年金証書
	老齢特別給付金受給 (昭和48年「厚生年金保険法等改正法」)	国民年金証書
(旧)厚生年金 (船員保険含む)	障害年金受給者 ※ 遺族年金受給者 ※ 通算遺族年金受給者 ※ 特例遺族年金受給者 ※ 寡婦年金受給者 ※ かん夫年金受給者 ※ 遺児年金受給者 ※ (昭和60年「国民年金法等改正法」)	厚生年金保険年金証書 または 船員保険年金証書
共済年金	障害年金受給者 ※ 遺族年金受給者 ※ 通算遺族年金受給者 ※ 〔昭和60年改正法における改正前関係法 等に係る受給者に限る〕 〔「国家公務員等共済組合法等改正法」 「(旧)国家公務員共済組合法」 「(旧)公共企業体職員等共済組合法」 「地方公務員等共済組合法等改正法」 「(旧)市町村職員共済共済組合法」 「私立学校教職員共済組合法等改正法」 「農林漁業団体職員共済組合法改正法」〕	次のいずれかの証書 ・国家公務員(等)共済組合年金証書 ・共済年金証書 〔旧適用法人共済組合名 ・日本電信電話共済組合 ・日本鉄道共済組合 ・日本たばこ産業共済組合〕 ・地方公務員共済組合年金証書 ・私立学校教職員共済組合年金証書 ・農林漁業団体職員共済組合年金証書
各種手当	児童扶養手当受給者 「児童扶養手当法」	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書
	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保険手当受給者 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」 「(旧)原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保険手当証書

※印の年金については、昭和61年3月31日以前に支払いの理由が発生していた場合に限りま。